

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
麻酔記録装置と電カルとの接続	独立行政法人労働者健康福祉機構総合せき損センター 〒820-8508 福岡県飯塚市伊岐須550-4 契約担当役 院長 芝 啓一郎	平成27年1月16日	(株)ソフトウェア・サービス 大阪府大阪市淀川区西宮原2-6-1	契約条件を満たす業者が当該相手方以外にないため、会計細則第52条第6号に該当	—	1,554,120	—	—	契約条件を満たす業者が当該相手方以外にないため	19	
関東労災病院職員宿舎新A棟整備工事監理業務	独立行政法人労働者健康福祉機構本部 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 契約担当役 理事 亀澤 典子	平成27年2月12日	(株)佐藤総合計画 東京都墨田区横網2-10-12	契約相手方が行った設計業務に基づく工事監理業務であり、性質上競争に適していないため、会計細則第52条第6号に該当。		1,598,400			契約相手方が行った設計業務に基づく工事監理業務であり、性質上競争に適していない	14	
平成17年度病院情報システム賃借(再リース)	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 宮本 顕二	平成27年2月1日	NECキャピタルソリューション(株) 北海道札幌市中央区大通西4丁目1番地	再リースであり、当該システムのリースは、物件の所有者以外とは行うことができないため、会計細則第52条第6号に該当。		1,281,378			再リースであり、当該システムのリースは、物件の所有者以外とは行うことができないため。	19	
オーダーリングシステム賃借(再リース)	独立行政法人労働者健康福祉機構北海道中央労災病院 〒068-0004 北海道岩見沢市4条東16-5 契約担当役 院長 宮本 顕二	平成27年2月1日	NECキャピタルソリューション(株) 北海道札幌市中央区大通西4丁目1番地	再リースであり、当該システムのリースは、物件の所有者以外とは行うことができないため、会計細則第52条第6号に該当。		6,504,106			再リースであり、当該システムのリースは、物件の所有者以外とは行うことができないため。	19	
コバルト60ガンユニット線源	独立行政法人労働者健康福祉機構横浜労災病院 〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町3211 契約担当役 院長 西川 哲男	平成27年3月25日	公益社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込2丁目28番45号	ガンマナイフの線源交換の取扱いが可能である唯一の機関であるため、会計細則第52条第6号に該当。		62,125,920			ガンマナイフの線源交換の取扱いが可能である唯一の機関であるため。	19	

平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4四半期契約締結分)

(独立行政法人名:労働者健康福祉機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
土地購入(丸亀市城東町3丁目151番2、174番3、175番3、176番6)	独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院 〒763-8502 香川県丸亀市城東町3-3-1 契約担当役 院長 多田 慎也	平成27年3月24日	丸亀市役所 香川県丸亀市大手町2丁目3番1号	契約条件を満たす相手方が他にないため、会計細則第52条第6号に該当。		74,453,180			契約条件を満たす相手方が他にないため	5	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」